

第 1 1 次村上市交通安全計画



村上市交通安全対策会議

目 次

第1部 総論

第1章 計画の考え方.....	1
1 計画の基本理念.....	1
2 計画の性格・期間等	1
第2章 交通事故の現状	2
第3章 交通安全計画における課題と目標	3
1 重点課題	3
2 その他の分野別課題	4
3 第1次交通安全計画の目標	5
第4章 課題解決に向けた施策の展開	6
1 重点施策	6
2 道路交通の分野別施策	8
3 踏切道の安全についての施策	8

第2部 講じようとする施策

重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止	10
1 道路・交通安全施設等の整備	10
2 事故防止対策の推進	10
3 教育・啓発の推進	10
第2章 歩行者及び自転車の安全確保	13
1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備	13
2 事故防止対策の推進	13
3 教育・啓発の推進	14
4 自転車利用者に対する指導の推進	15
第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	16
1 後部座席を含めた全ての座席における着用意識の普及啓発	16
2 交通指導取締りの強化	16
第4章 飲酒運転の根絶.....	17
1 飲酒運転根絶機運の向上	17
2 教育・啓発の推進	17

分野別施策

第1章 道路交通環境の整備	18
1 道路等の整備.....	18

2	交通安全施設等の整備による交通安全の推進	18
3	高齢者等の移動手段の確保・充実	20
4	道路使用・占用の適正化	20
5	総合的な駐車対策の推進	20
6	TDM(交通需要マネジメント)の推進	21
7	交通事故防止対策の推進	21
8	災害に備えた道路交通環境の整備	21
9	効果的な交通規制の推進	21
10	その他の道路交通環境の整備	22
第2章	交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策	23
1	交通安全に関する普及啓発活動の推進	23
2	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	24
3	地域社会における交通安全意識の高揚	25
第3章	安全運転の確保	26
1	運転者教育等の充実	26
2	事業者に対する安全運転管理の指導	26
第4章	道路交通秩序の維持	27
1	交通指導取締りの強化	27
2	駐車秩序の確立	27
3	交通規制の推進	28
第5章	救助・救急活動の充実	29
1	救助・救急体制の整備	29
2	救急医療機関等の整備	29
第6章	交通事故被害者支援の推進	31
1	交通事故相談業務の充実	31
2	新潟県交通災害共済事業の推進	31
3	交通遺児対策の充実	31
第7章	踏切道の安全についての施策	32
1	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等	32
2	踏切道の統廃合の促進	32
3	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	32
参 考 資 料		
1	交通安全対策基本法(抜粋)	34
2	村上市交通安全条例	35
3	村上市交通安全対策会議規則	37

第1部 総論

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、昭和46年以降10次にわたって「村上市交通安全計画」を策定し、市及び関係機関等が一体となって各種の施策を推進してきました。

第11次村上市交通安全計画は、人命尊重の理念に立ち、人優先の交通安全思想の普及を図るため、市民が参加できる参加・協働型の交通安全活動を推進し、市民が安心して外出したり移動したりできる村上市を築きあげていくために策定するものです

2 計画の性格・期間等

この計画は、村上市交通安全対策会議が国の第11次交通安全基本計画及び第11次新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

第2章 交通事故の現状

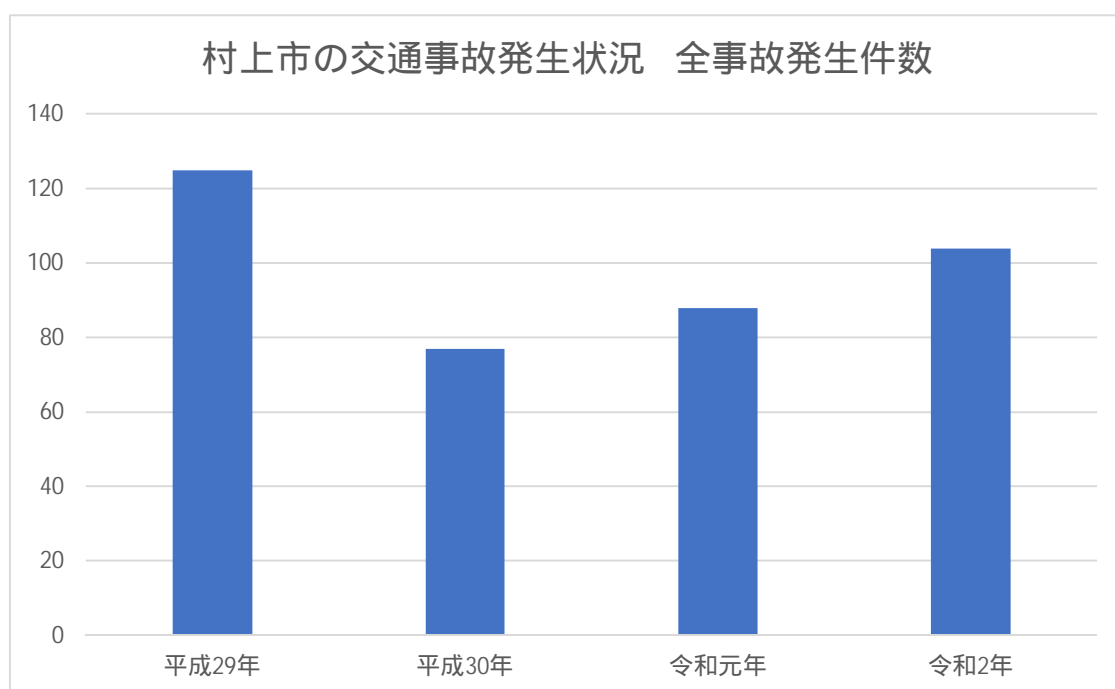
令和2年の交通事故死者数は4人で前年と同じでしたが、発生件数は104件で前年より16件増え、村上市総合計画（第2次）で掲げた目標値70件に対しては、上回る結果となりました。

第10次計画期間の4年間における65歳以上の高齢者が関与する交通事故は、全体の55.1%（394件中217件）を占め、第9次計画期間から増加しています。また、高齢者の加害事故は、全事故の約3割を占め、高齢者が関与する事故の中での割合においても約6割と高い比率になっています。

〔村上市内の交通事故発生状況〕

区分年	A	B	C	D	E	E / D
	全事故発生件数	死者数	負傷者数	高齢者事故件数	高齢者加害事故件数	高齢者事故中加害事故割合
平成29年	125	3	144	64	39	60.9%
平成30年	77	9	91	47	31	65.9%
令和元年	88	4	117	47	27	57.4%
令和2年	104	4	127	59	40	64.7%

いずれも1月1日から12月31日までの数値



第3章 交通安全計画における課題と目標

1 重点課題

(1) 高齢者の交通事故防止

高齢化が今後も更に進むことを踏まえ、高齢者が安全に、かつ、安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

また、最近では高齢者の加齢に伴う身体的な衰えや認知機能の低下を原因とする交通事故がマスコミ等で大きく取り上げられ、社会的反響が大きくなっていることから、「高齢者加害事故」を減少させる取組みを行うことが必要です。

〔村上市の高齢者加害事故発生件数の年別推移〕

区 分	29年	30年	元年	2年
高齢者加害事故発生件数	39件	31件	27件	40件
(全件数に占める割合)	31.2%	40.3%	30.7%	38.5%

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子ども、障がい者等の交通弱者にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。そのため、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

〔村上市の交通事故発生件数のうち歩行者と自転車乗用中の占める割合〕

区 分	29年	30年	元年	2年
事故発生件数	125件	77件	88件	104件
うち歩行者	15件	12件	19件	20件
うち自転車乗用中	15件	8件	9件	14件
合 計	30件	20件	28件	34件
比 率	24.0%	26.0%	31.8%	32.7%

また、自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を進めるとともに、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分な場合もあり、ルールやマナーに違反する行動が多い

ことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中の死者のうち、シートベルト非着用のために死亡事故に結びついている場合があります。

警察庁と一般社団法人日本自動車連盟（JAF）による令和2年10～11月の調査では、後部座席でのシートベルト着用率は、運転席や助手席に比べると、まだ低く、一般道では、全国平均は40.3%、新潟県が51.3%となっています。

交通指導取締りを強化するとともに、交通安全教育や広報活動を通じて、全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図り、交通事故の被害軽減を図る必要があります。

(4) 飲酒運転の根絶

悪質で危険な飲酒運転を無くすため、広報啓発活動を引き続き推進し、地域や職場等における飲酒運転根絶の取組みを更に進め「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図る必要があります。

また、交通指導取締り体制等を充実し、飲酒運転周辺者三罪（車両提供罪・酒類提供罪・同乗罪）を中心とした背後責任の追求など、飲酒運転の根絶に向けた取組みを推進する必要があります。

〔村上市における飲酒運転による交通事故発生状況〕

区分	29年	30年	元年	2年
発生件数	5件	1件	2件	1件
死者数	0人	1人	0人	1人
負傷者数	5人	0人	3人	0人

〔村上市における飲酒運転による検挙状況〕

区分	29年	30年	元年	2年
検挙件数	19件	19件	21件	13件

2 その他の分野別課題

交通事故による死者数を減少させることはもとより、これらの交通事故そのものを減少させて「安心して歩ける、安心して走れる村上市」を目指し、次の施策を推進していきます。

道路交通環境の整備

交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

安全運転の確保
道路交通秩序の維持
救助・救急活動の充実
交通事故被害者支援の推進
踏切道の安全についての施策

3 第11次交通安全計画の目標

第10次村上市交通安全計画では「交通事故発生件数の更なる減少と交通事故による死傷者数ゼロ」を目標に掲げ各種施策を推進してきました。

令和2年の事故発生件数は104件と増加に転じましたが、緩やかながらも事故発生件数は減少傾向にあります。

第10次村上市交通安全計画期間中（4年間）の事故発生件数は年平均で約99件と第9次村上市交通安全計画期間中（6年間の平均事故発生件数142件）と比較して確実に減少していることから、これまでの交通安全計画に基づき実施してきた施策は一定の成果があったものと考えられます。

第11次村上市交通安全計画では、引き続き人命尊重の理念に立った施策を着実に推進することにより、交通事故発生件数の更なる減少と交通事故による死傷者数ゼロを目指します。

第4章 課題解決に向けた施策の展開

1 重点施策

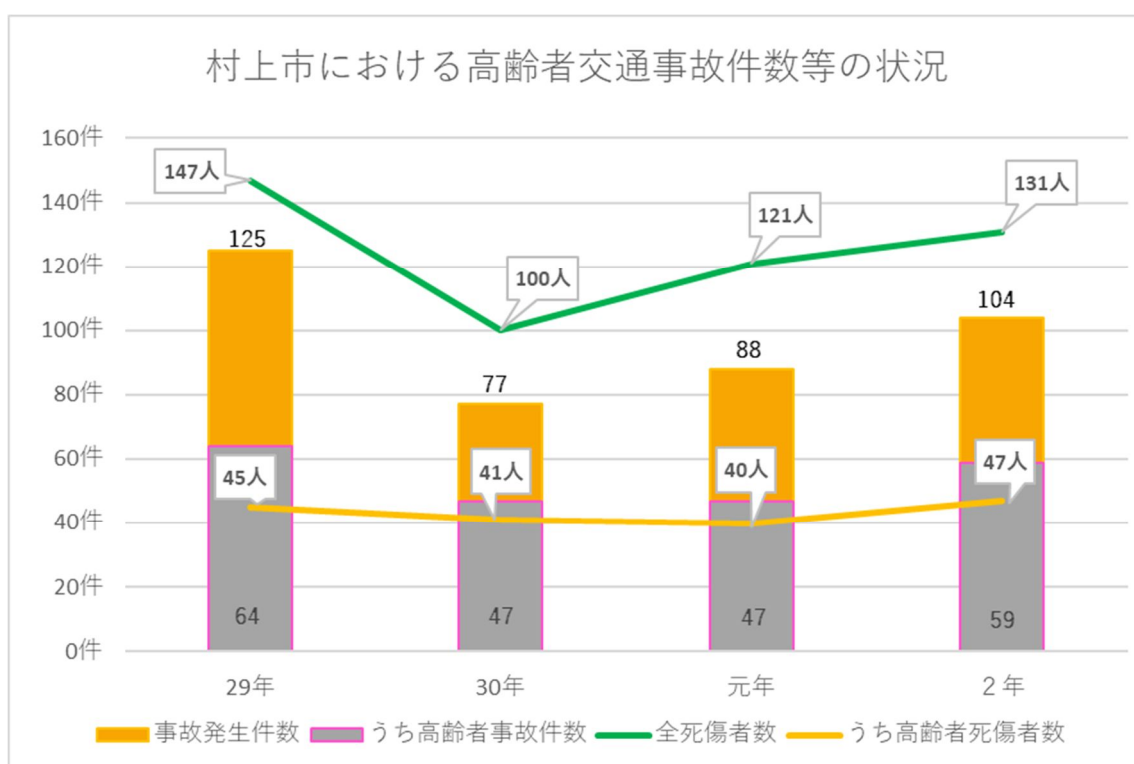
(1) 高齢者の交通事故防止

村上市における高齢者の交通事故発生件数は増加傾向にあり、第10次計画期間においても交通事故全件数の半数を占めるほどの状況にあります。更に高齢化が進むことを踏まえると、高齢者交通事故の抑止が交通事故全体の抑止につながると言えます。

〔村上市における高齢者交通事故件数等の状況〕

区 分	29年	30年	元年	2年
事故発生件数	125件	77件	88件	104件
うち高齢者事故件数	64件	47件	47件	59件
比 率	51.2%	61.0%	53.4%	56.7%
全死傷者数	147人	100人	121人	131人
うち高齢者死傷者数	45人	41人	40人	47人
比 率	30.6%	41.0%	33.1%	35.9%

いずれも1月1日から12月31日までの数値



高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の交通安全教育を推進するとともに、夜間の交通事故防止に効果的な夜光反射材の着用を推進していく必要があります。

また、高齢者は被害者となるばかりでなく、運転者として加害者となる事故が多発傾向を示しており、今後、高齢ドライバーが大幅に増加することに伴い、高齢者が事故を起こさないようにするため、運転機能の低下を自覚できる交通安全教育を広く推進するとともに、身体機能の低下や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者やその家族に対し、運転免許証の自主返納制度の周知を図ります。

これらに加え、交通安全施設や歩道、道路照明の整備などの道路交通環境整備を行うことにより、高齢者の交通事故を減少させることを目指します。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

歩行者と自転車乗用者の安全確保のために、歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境整備を推進するとともに、身近な道路の安全性を高めるための交通安全教育等の充実に努め、歩行者及び自転車乗用中の安全確保を図ります。

(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

後部座席のシートベルトは着用が義務づけられているものの、一般道においては運転席や助手席と比較した場合に着用率が低調であり、その背景としては、一般道における行政罰がないことや、後部座席同乗者の着用意識の低さが考えられます。

後部座席は特に交通事故発生時には車外放出の危険性が増加し、死亡・重大事故に発展するおそれが高いことから、積極的に着用を推進する必要があります。

また、チャイルドシートは、6歳未満の幼児の体型からシートベルトをした場合に危険を招く可能性があるため、その利用が求められていますが、家庭に複数台の自動車を保有している場合が多く、チャイルドシートの移し替えを嫌うなどの理由により、使用率が低くなっています。

シートベルトやチャイルドシートを着用していた場合と非着用の場合は、致死率に大きな差があることから、広報活動や街頭での交通指導取締りを通じ、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図っていきます。

(4) 飲酒運転の根絶

故意犯罪である飲酒運転の根絶の取組みを更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発、ハンドルキーパー運動の普及啓発を図っていきます。

また、悪質で危険性の高い飲酒運転の取締りを一段と強化し、周辺者に対しても、飲酒運転をしない、させない、許さないとの意識を高めさせ、飲酒運転の根絶に向けた取組みを推進します。

2 道路交通の分野別施策

(1) 道路交通環境の整備

道路の整備、交通安全施設の整備、駐車対策、TDM(交通需要マネジメント)の推進、自転車利用の環境整備など、道路交通環境の整備を推進するとともに、高齢者等の移動手段の確保・充実を図ります。

また、災害に強い道路交通環境を整備していくほか、バリアフリー化の推進など、全ての人に優しい道路ネットワークの構築を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

各世代において、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

また、近年、問題となっている運転者の横断歩道前での減速義務や歩行者優先義務の再認識や、悪質・危険運転の根絶に向けた取組も進めます。

市では、交通安全教育の推進を図るとともに、家庭や学校、職場などの地域ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、効果的な啓発活動の充実・強化に努めます。

(3) 安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上は、交通事故防止に重要であることから、運転者に対する運転者教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき責任を重視し、企業・事業所から自主的な安全運転管理対策の推進を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組みを推進します。

(4) 道路交通秩序の維持

死亡事故等重大事故に直結する悪質で危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、交通の安全と円滑を確保するために、交通事故実態に即した交通規制を推進していきます。

(5) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の整備と救急医療体制の整備を図ります。

(6) 交通事故被害者支援の推進

交通事故に関する相談を受けられるよう情報提供し、被害者支援を積極的に推進します。

3 踏切道の安全についての施策

踏切事故は一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすも

のであることから、踏切道についての危険箇所の情報提供や安全対策についての要望があった場合には、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関と協議し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合の促進を強力に推進し、より効果的で総合的な対策を講じていきます。

第2部 講じようとする施策

重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止

1 道路・交通安全施設等の整備

(1) 高齢者等の安全に資する歩行空間の整備

高齢者等（高齢者、障がい者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上制限を受けているもの）の円滑な社会参加を実現するために、音響式信号機や横断時間延長を付加したバリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化等を推進するほか、主要な道路のバリアフリー化を図る。

(2) 高齢者の視点を活かした道路整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者を始めとした地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」を積極的に推進する。

2 事故防止対策の推進

死傷事故が多発している交差点・単路について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故抑止対策を実施する。

また、高齢の歩行者・自転車利用者に対する保護誘導や街頭指導を推進する。

3 教育・啓発の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育の充実

ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解し、安全な交通行動を実践できるよう、老人クラブや長寿大学等を通じて交通安全教育資機材等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図る。

イ 高齢者による県民運動の実施

高齢者が自ら参加して「事故にあわない・起こさない」意識を醸成する「い

きいきクラブ・チャレンジ100」等の県民運動を推進する。

ウ 夜光反射材の普及促進

高齢者は夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、関係機関・団体と連携して夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用の促進に取り組む。

エ 安全な運転を行うために必要な技能と知識の習得

運転適性検査車の活用や自動車教習所等と連携した高齢運転者スクールの開催により、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに運転適性指導及び運転技能指導を推進するほか、高齢運転者に対する認知機能検査や高齢者マーク等の必要性を理解させるための対策を推進する。

オ 高齢者支援策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度を周知するとともに、運転免許を自主返納した者に対する公共交通機関利用支援等、支援措置の充実を図る。また、免許返納後の生活支援について、関係機関と連携し、相談対応を行う。

(2) 地域及び家庭における交通安全運動の推進

高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、子供から大人、そして高齢者まで社会全体が高齢者を交通事故から守るという風潮を生み出し、総合的な交通安全思想の普及促進を図るために次の取組をする。

ア 市民参加型の交通安全運動等の充実・発展

高齢者の交通事故防止運動や各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動等の充実化を図る。

イ 重点としての積極的取組

交通安全運動等の実施に当たり、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取り上げ、広く市民に周知するとともに、高齢者交通安全推進員、交通指導員、関係機関・団体、地域住民等が一体となって、高齢者の交通事故防止に取り組む。

(3) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア ライト早め点灯運動等の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が道路を歩行中に交通事故に遭う危険が高まることから、車両運転者に対し前照灯(ライト)の早め点灯の呼びかけを行うほか、前照灯の上向き・下向きのこまめな切り替

えによる前方の安全確認と歩行者保護意識を高める運転について推進を図る。

イ 高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成

運転免許取得者の中で、70歳以上の高齢者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあることから、いわゆる高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発を図るとともに、市民に対しこれら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識醸成の啓発に努める。

ウ 補償運転 の普及啓発

高齢運転者が加害者となる交通事故が多発していること等を踏まえ、加齢に伴う心身の衰えによって生じる危険を回避するため、自分自身の体調、天候、道路状況等を考え、安全で余裕を持った運転行動である補償運転を推奨し、普及啓発に努める。

オ 高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者自身の安全意識の醸成と運転者の高齢者への保護意識を強化するために、高齢者の交通事故の特徴等を幅広く広報する。

補償運転とは...自動車の運転に際し、心身の衰えによって危険が生じるのを避けるための安全運転。夜間や雨の日の運転を避けるなど、これまでより少し気を配り、余裕をもって運転すること。

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

(1) 歩行空間の整備・改良

計画的な歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境整備を推進するため、以下の整備を推進する。

ア 歩行者が安全・安心に利用できる歩行空間整備の推進

歩道を設置するための既存道路の拡幅、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のLED化、音響式信号機の設置や高輝度可など、歩行空間のユニバーサルデザイン化を図り、道路管理者と公安委員会が一体となった交通安全施設等の整備・改良を推進する。

イ 歩行空間のバリアフリー化の推進

(P10 重点施策第1章1(1))

ウ 生活道路における安全確保

地域における道路交通状況等を踏まえ、各地域における生活道路を対象として、自動車の速度抑制を図るための道路環境の整備、交通取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するため、幹線道路における交通安全対策及び交通の円滑化を推進するとともに、自動車、自転車、歩行者等の異種交通の分離を推進する。

(2) 自転車空間の設置・改良

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月,国土交通省,警察庁)を参考とし、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道や、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進する。

2 事故防止対策の推進

(1) 事故防止のための道路占用の適正化

ア 道路占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

イ 不法占有物件の排除

道路交通に支障を与える不法占有物件については、その実態把握に努めると

ともに道路管理者と警察が連携を図りながら、市街地を重点にその是正を行う。
特に歩道上における不法占用物件については歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行う。

ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

(2) 通学路の安全確保の推進

通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取り組みを実施するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、保育所、道路管理者等が連携し、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進する。

3 教育・啓発の推進

(1) 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗車中の事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者になる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、こうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等の制度の周知を図り、加入促進に向けた広報を推進する。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

(2) 各年齢層に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能や基本的な歩行者及び自転車の通行にかかる交通ルール・マナーをはじめ、交通安全の知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施するとともに、自転車乗車時の頭部保

護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進する。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、対象者が集まる場所へ出向いて行う、出前・出張型の交通安全教育を積極的に実施するほか、家庭訪問による個別指導に努める。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及と促進を図る。

(3) 交通安全運動を通じた意識啓発

横断歩行者を守る交通事故防止運動や各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動等の充実化を図る。

さらに、効果的な運動を推進するため、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故は身近なものであり、その防止が重要であることを認識させる運動を展開する。

また、交通ボランティア活動の活性化を図るため、若い世代の参加を積極的に呼び掛けるとともに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

(4) 歩行者への安全指導

令和3年4月に交通の方法に関する教則が改正され、横断意思を伝えるようにすることが明記されたことに伴い、歩行者への「渡るよサイン」の周知・定着を目指す。また、信号無視や車道歩行などマナー違反の歩行者への安全指導を行う。

「渡るよサイン」とは...信号機のない場所を横断するとき、手を挙げるなどして運転手に横断意思を伝える動作に、新潟県警が名付けたもの。

4 自転車利用者に対する指導の推進

良好な自転車秩序実現のために、酒酔い運転や制動装置不良車運転など「自転車運転者講習」にかかる危険行為に対する指導取締りを強化する。

第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用 の徹底

1 後部座席を含めた全ての座席における着用意識の普及啓発

(1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発

各種研修会等において各世代に対し、自動車の特性に関する理解を深めさせるとともに、自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を理解させ、正しい着用を行うよう意識啓発を図る。

(2) 交通安全運動での重点的取組みの推進

交通安全運動において、シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底について呼びかけるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を深めるよう指導する。

(3) 広報・普及活動の強化

ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

車外放出事故の発生実態に鑑み、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、特に着用率の低い後部座席の着用の徹底を図る。

イ チャイルドシートの正しい使用の推進

チャイルドシートの着用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育園・認定こども園、病院等との連携により保護者等に対して、効果的な広報啓発を推進し、正しい使用の徹底を図る。

特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組みを強化する。

(4) 運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導

事業所内においてシートベルト全席着用の徹底を始めとする、安全運転管理が適切に行われるよう指導する。

また、運転免許更新時及び取得時講習を通じて、事故発生事例等を活用し、シートベルト及びチャイルドシートの着用の有効性に関する安全教育を実施する。

2 交通指導取締りの強化

シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底する。

第4章 飲酒運転の根絶

1 飲酒運転根絶機運の向上

飲酒運転は、死亡事故やひき逃げ事故など、重大な交通事故を引き起こす要因となっていることについて、関係機関団体と連携しながらあらゆる機会を通じて広く広報し、職場や家庭、飲食店等地域一体となった取組みを推進し、飲酒運転根絶機運の向上を図る。

2 教育・啓発の推進

(1) 運転者への働きかけ

飲酒運転の根絶意識の高揚を図るため、運転者に対し飲酒運転の危険性や反社会性について自覚させ、交通安全教育の場や各季の交通安全運動等において強力に呼びかける。

(2) 飲食店等酒類提供者への働きかけ

重大事故につながる危険性の高い飲酒運転について、酒類を提供する側にもその防止の責務があることを飲食店等に呼びかける。

(3) その他

自ら運転しない者に対しても、飲酒運転の危険性や反社会性について周知するとともに、飲酒運転をすることとなるおそれのある者には、酒類を提供し、又は飲酒を勧めてはならないことを呼びかけ、「飲酒運転は絶対にさせない」という機運を市民全体で盛り上げる活動を推進する。

分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

1 道路等の整備

(1) 事故危険箇所における事故抑止対策の実施

(P10 重点施策第1章2)

(2) 歩行者のための道路空間の整備

通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の整備を推進するとともに、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進する。

(3) 交差点の改良

交差点における安全で円滑な交通の確保を図るため、関係機関と連携を図りながら道路標示を適正に行うとともに、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化を図る。

(4) 交通の分離による交通安全の確保

ア 生活道路における安全確保

(P13 重点施策第2章1(1)ウ)

イ 安心して通行できる道路の整備

歩行者や運転者が安心して通行できる道路や歩道の整備を進める。

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 歩行者が安全・安心に利用できる歩行空間整備の推進

(P13 重点施策第2章1(1)ア)

イ 歩行空間のバリアフリー化の推進

(P10 重点施策第1章1(1))

ウ 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多いエリアにおいて、国、県、市、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組む。公安委員会においては、「ゾーン30」の整備を推進し、道路管理者においては現地状況に応じた対策を実施することにより子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間

の確保を図る。

(2) 標識等の整備

交通規制の簡素・合理化を図りながら、見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備を図る。

また、多発している夜間死亡事故に対処するため、道路照明や視線誘導標等の設置や、標識の高輝度化等で夜間事故の防止対策を行う。

(3) 高齢者・障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保のための交通安全施設等の整備

〔具体的な内容〕

- ・ 歩行空間のバリアフリー化の推進

(P10 重点施策第1章1(1))

(4) 通学路、通園路の安全設備・施設の整備

特に通学児童等の安全な通行を確保することが必要な道路を重点に、交通実態を踏まえて押しボタン信号機の設置や交通規制による車両通行止め等を実施するとともに、通学路に指定されている道路及び村上市通学路交通安全対策プログラムの要対策箇所について、重点的に歩道整備を進める。

(5) 交通実態を踏まえた安全設備・施設の整備

ア 信号機の高度化

交通の流れの実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、集中制御化等の信号機の高度化を図る。

イ 死傷事故率の低減

誰もが安全で快適な社会生活を営むことができるように、交通事故の抑止を図るため、道路整備や交通安全施設等の整備を推進する。

(6) その他の交通安全施設等の整備

ア 緊急的な交通安全施設等の整備

交通死亡事故等が発生した箇所において、緊急に対応する必要がある場合は、交通安全施設整備を行い、早急に交通の安全の確保を図り、再発防止に努める。

イ 農道における交通安全施設等の整備

農村地域の都市化や混住化に伴い、通勤・通学などの生活道路としても利用される農道について、安全施設の整備を推進する。

〔具体的な内容〕

- ・ 用排水路への転落防止のためのフェンス、ガードレール及び蓋等の設置
- ・ 用排水路の暗渠化
- ・ 歩道等の設置

ウ 地域に密着した道路の整備

市街地周辺及び農村地域の都市化に伴う通勤・通学路等生活道路として利用される林道及び森林レクリエーション等に利用される林道について、安全施設の整備を推進する。

〔具体的な内容〕

- ・ ガードレールの整備
- ・ 排水施設の蓋の整備
- ・ スリップ防止のための舗装の整備
- ・ 落石防止ネットの整備

3 高齢者等の移動手手段の確保・充実

令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)等の一部改正法により、高齢者を始めとする地域住民の移動手手段の確保に向け、県や市町村において地域公共交通のマスタープラン(地域公共交通計画)を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手手段の確保・充実を図る取組を推進する。

4 道路使用・占用の適正化

(1) 道路使用・占用の適正化の推進

道路における工事等の道路使用については、事業者等に対する指導の徹底及び許可条件の履行状況の確認及び指導等を通じて適正化を図り、交通の安全と円滑を確保する。

また、道路の占用の許可にあたっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件の維持管理の適正化について指導する。

(2) 不法占有物件の排除

(P13 重点施策第2章2(1)イ)

5 総合的な駐車対策の推進

きめ細かな駐車規制を推進させるため、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行う。

また、違法な駐停車による交通渋滞等、交通に著しく危険や迷惑を及ぼしている路線・交差点においては、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを行う。

6 TDM（交通需要マネジメント）の推進

時差出勤・ノーマイカーデーなど、自動車の過度な集中による弊害を緩和するTDM（交通需要マネジメント）施策に関する普及活動などに取組む。

7 交通事故防止対策の推進

(1) 事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所における事故抑止対策の実施

（P10 重点施策第1章2）

(2) 臨時交通規制の実施及び交通情報の提供

異常気象時における交通の危険を防止するため、警察署長権限または現場警察官による通行禁止等の臨時交通規制を実施するとともに、交通障害等の道路交通に関する情報提供を行う。

8 災害に備えた道路交通環境の整備

災害時には、救援活動や物資輸送等を行うことが出来るように、緊急輸送道路の通行を迅速に確保する。

災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、交通の混乱を防止するため被災地への車両流入抑制等を行う通行禁止等の交通規制を迅速、的確に実施する。

立往生車両や放置車両によって道路が閉塞してしまった場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、車両の所有者等に移動を命じるほか、移動が困難な場合には自ら車両の撤去を実施する。

9 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制の推進

地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

(2) より合理的な交通規制の推進

ア 交通実態に合った速度規制の推進

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

イ きめ細かな駐車対策の推進

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

ウ 横断実態等を踏まえた信号制御の推進

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

10 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路利用者の視点を活かした道路交通環境整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」を積極的に推進する。

(2) 住民との協働による交通安全の推進

交通安全施設の整備や交通規制の実施については、地域住民の意見・要望を把握し、道路交通実態を踏まえた整備を推進する。

(3) 路上遊戯事故防止のための公園等の整備

子どもの遊び場を確保し、路上遊戯等による交通事故の防止を図るために、公園施設の整備に努め、小中学校や児童館を含めた各種公共施設の開放を促進する。

(4) 地域に応じた安全確保

ア 除雪、消融雪設備の充実

冬期の円滑な道路交通を確保するため、大雪時の予防的通行規制区間における集中的な除雪作業やチェーン規制の実施のほか、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図る。

イ 迅速、適切な除雪の実施

冬期に子どもが安全に通学できるようにするとともに、高齢者の交通事故増加への対策として、冬期の歩行空間の確保を図る。

また、大雪などの異常降雪時においては、冬期道路交通の確保のため、早めの通行止めによる迅速な除雪及び、関係機関連携による対策の実施を行う。

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止 対策

1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、具体的な内容を重点的かつ集中的に実施するなど、効果的な広報を行う。

(2) 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、関係機関・団体と連携し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民のニーズ、事故実態等を踏まえた交通安全運動を展開する。

(3) 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。(P15 重点施策第2章3(4))

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上のため、「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)等、自転車の安全利用に関する広報啓発を強化する。

さらに、自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

また、児童生徒などを対象とした自転車安全教室等により積極的に支援する。

(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

- (P16 重点施策第3章1(3)ア)
- (6) チャイルドシートの正しい使用の推進
(P16 重点施策第3章1(3)イ)
- (7) 夜光反射材の普及促進
- ア 広報啓発活動の推進
- 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる夜光反射材の普及を図るため、広報啓発を推進するとともに、夜光反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型交通安全教育を実施する。
- イ 高齢者に対する夜光反射材の普及促進
(P11 重点施策第1章3(1)ウ)
- (8) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
(P17 重点施策第4章)
- (9) 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進
- 妨害運転の危険性について理解を深めるため、事故実態・危険性等を広く周知し、違反の防止を図る。
- また、運転中のスマートフォンの操作の危険性について、周知に努める。
- (10) 安全意識・保護意識の啓発強化
(P11 重点施策第1章3(3))

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 幼児に対する交通安全教育
- 幼児に対して身近な交通安全のきまりを理解させるとともに、安全に行動できる習慣や態度の育成が図られるよう幼稚園・保育園と連携を取りながら交通安全教育を実施する。
- (2) 小学生に対する交通安全教育
- 小学校では、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、交通規制などの理解を通して、安全に行動できる態度や能力を育成するよう指導する。
- (3) 中学生に対する交通安全教育
- 中学校及び中等教育学校(前期課程)では、歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、自動車運転手の死角や大型自動車の内輪差、交通事情や交通法規等に関する基本的事項の理解を深め、安全に行動できる態度や能力を育成するよう指導する。
- (4) 高校生に対する交通安全教育
- 高等学校及び中等教育学校(後期課程)では、交通社会における交通マナーを

身につけさせる。特に、自転車・二輪車等の安全な利用に関する事項を計画的・組織的に取り上げ、交通安全に関する意識の高揚を図る。

(5) 特別支援学校児童生徒に対する交通安全教育

特別支援学校では、児童生徒の特性及び発達段階に応じて、安全に関する基本的な事項について指導を行うとともに、自転車の安全な乗り方、安全な歩行の仕方について実技訓練を実施する。

(6) 成人に対する交通安全教育

運転者としての社会的責任の自覚を醸成するとともに、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底「飲酒運転しない、させない」の徹底等の交通安全意識・交通マナーの向上を図る。

(7) 高齢者に対する交通安全教育

(P10 重点施策第1章3(1))

3 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 地域における高齢者交通安全教育の推進

交通安全指導員、関係機関・団体と連携し、高齢者交通安全推進員の協力を得ながら、地域ぐるみで高齢者に対する交通安全教育活動の推進を図る。

(2) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供を行うなど、その主体的な活動を促進する。

(3) 学校における交通安全活動の推進

小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）において、積極的に交通安全教育を推進するとともに、地域、関係機関・団体と連携し、効果的な交通安全活動を推進する。

また、小学生の新入学児童全員に黄色い安全帽及びランドセルカバーを交付し、交通事故防止活動の推進を図る。

第3章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

(1) 運転者教育の充実

ア 運転者教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、各種運転教習（講習）を推進するとともに、その内容の充実に努める。

イ 運転免許更新時講習の充実

更新時講習、高齢者講習は、受講者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上と講習内容及び講習方法の充実に努める。

(2) 高齢運転者対策の推進

ア 高齢者講習の充実

（P10 重点施策第1章3（1））

イ 臨時適性検査等の確実な実施

（P11 重点施策第1章3（1）エ）

ウ 高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成

（P12 重点施策第1章3（3）イ）

(3) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

（P16 重点施策第3章）

2 事業者に対する安全運転管理の指導

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を通じ、交通事故の実態や交通法規の改正内容等の情報を提供し、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内における安全運転管理が適切に行われるよう指導する。

このほか、事業活動に伴う交通事故防止をさらに促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

第4章 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化

(1) 交通事故防止に資する効果的な交通違反取締りの強化等

ア 交通事故分析の高度化と交通事故実態の分析結果を踏まえ、交通事故多発時間帯や区域、路線を重点とした指導取締り活動を推進する。

イ 街頭活動等の強化

(ア) 歩行者の保護

歩行者（特に子ども、高齢者）に対する街頭指導による保護活動を推進し、横断歩行者妨害の取締りを強化する。

(イ) 街頭監視活動の強化

交通事故の多発する時間帯において、パトカーや警察官による街頭監視活動を強化し、車両や歩行者に対する指導取締りを推進する。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの強化

自転車は「車両」であるという意識を広く市民に徹底させる事を基本に、自転車利用者に対し酒酔い運転や制動装置不良自転車運転など、自転車利用者講習にかかる危険行為に対する指導取締りを強化する。

(2) シートベルト着用義務違反及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締りの強化

シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底する。

(3) 暴走族等対策の強化

暴走族等に対しては、装備資機材の導入及び効果的な活用を図り、改正道路交通法の共同危険行為等の禁止規定をはじめ、あらゆる法令を適用して検挙を徹底する。

また、関係機関・団体等と連携を強化するとともに、地区対策会議等の組織化と活性化を促進し、家庭、学校、職場と連携し、地域における暴走族追放気運の醸成を図る。

2 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車対策

悪質で危険性、迷惑性の高い違反に取締りの重点を指向するほか、地域住民の意見・要望等を十分に踏まえた駐車規制の点検・見直しの実施、及び地域の交通実態に応じた規制の緩和を行う。

(2) 自転車の駐車秩序の確立

駅周辺の放置自転車問題の解決を図るため、自転車等駐車を適切に管理し、放置自転車は撤去する。

(3) 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

3 交通規制の推進

(1) 地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では、交通流の整序化を図るための交通規制を、また、生活道路では歩行者や自転車利用者の安全確保のための交通規制を、それぞれ主眼において必要により交通規制を実施する。

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、交通規制や交通管制システム等により交通流・量の分散・誘導を図るとともに、より交通実態に適合する交通規制の点検及び見直しを実施する。

(3) より合理的な交通規制

より合理的な交通規制を図るため、規制実施後における道路交通の変化を踏まえて交通規制の点検・見直しを行い、より交通実態に適合した交通規制を実施する。

第5章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(1) 大規模事故発生時の集団救助救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

(2) 応急手当の知識普及・啓発活動

現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等や「救急の日」等の機会を通じて、普及啓発活動を推進するとともに、応急手当指導員等の養成、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

また、AEDについては、公共施設への設置を促進するとともに、医師会、消防機関等と連携した講習会や実技指導の実施を併せて進め、市民の救命率の向上を図る。

(3) プレホスピタルケアの充実

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の資質向上を図り、救急専門医師が同乗するドクターヘリを活用するため、ドクターヘリランデブーポイント（救急車とのドッキング場所）の確保及び拡大を推進する。

また、医師の指示又は指導、助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(4) 資機材等の装備の充実

救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

(5) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進するとともに、救命士にあっては医療機関に派遣し再教育の充実を図る。

2 救急医療機関等の整備

交通事故発生時の救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、中核病院の急患センターの設置促進及び輪番制病院の診療体制の充実を推進

する。

第6章 交通事故被害者支援の推進

1 交通事故相談業務の充実

交通事故に関連する様々な相談に応じる交通事故相談所については、広報誌等を利用して市民への周知徹底を図る。

2 新潟県交通災害共済事業の推進

交通事故被害者救済のため、安価な掛け金で相互互助を行う新潟県交通災害共済制度の普及に努め、加入促進を図る。

3 交通遺児対策の充実

交通遺児等に対する新潟県交通遺児基金による奨学金、激励事業等の周知を図る。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、交通遺児育成基金が行う基金事業なども周知徹底を図る。

また、各種の被害者救済対策等について広く周知し、被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるよう、関係機関との連携の強化に努める。

第7章 踏切道の安全についての施策

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等

(1) 踏切保安設備の整備

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

(2) 踏切道の実態に即した通行禁止等の交通規制の実施

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め等の交通規制を実施する。

2 踏切道の統廃合の促進

近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。

このほか、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

参 考 资 料

- 1 交通安全对策基本法（抜粹）
- 2 村上市交通安全条例
- 3 村上市交通安全对策会议规则

1 交通安全対策基本法(抜粋)

昭和 45 年 6 月 1 日
法律 第 110 号

(市町村交通安全対策会議)

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

(市町村交通安全計画等)

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画(以下「市町村交通安全実施計画」という。)を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

2 村上市交通安全条例

平成20年4月1日
条例第175号

(目的)

第1条 この条例は、村上市における交通安全の確保について、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定め、地域の特性に配慮した交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民等の安全で快適な住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に居住する者及び勤務する者並びに土地又は建物を所有する者及び管理する者をいう。
- (2) 交通安全 陸上交通における交通安全をいう。

(市の責務)

第3条 市は、交通安全の確保に関し、交通安全意識の高揚、道路環境整備等の交通安全対策を講ずるものとする。

- 2 市は、交通安全対策を講ずるに当たっては、警察署、道路管理者その他の必要な関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。
- 3 市は、交通安全対策を実施するに当たっては、市民等に周知徹底を図り、その参画及び協力が得られるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、交通社会の一員としての責任を認識し、その日常生活において交通安全の確保に自ら努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(交通安全教育の推進)

第5条 市は、市民等の交通安全意識の向上を図るとともに、自主的な交通安全の確保に関する活動の意欲が高まるようにするため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

- 2 市は、市民等に対し、交通安全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(良好な道路交通環境の確保等)

第6条 市は、良好な道路交通安全環境を確保するため、市の管理する道路の新設及び改良並びに交通安全施設の整備を促進するよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の確保のため必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請を行うものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第7条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たっては、特に高齢者、児童並びに乳幼児及び心身障がい者(以下「高齢者等」という。)に対する交通安全教育の推進及び高齢者等に優しい道路交通環境の確保に特に配慮しなければならない。

- 2 市民等は、それぞれの日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通安全に配慮するように努めるものとする。

(広域的な施策の推進)

第8条 市は、交通の安全を図るため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等と連携し、広域的に施策を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第9条 市は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、村上市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

- 2 対策会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 村上市交通安全計画の策定に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、交通安全に関する総合的な施策に関すること。

- 3 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 4 会長は市長をもって充て、副会長は副市長をもって充てる。

- 5 委員の定数は、20人以内とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(交通安全指導員)

第10条 市は、市民等の交通秩序の保持及び交通安全運動の推進を図り、交通事故を未然に防止するため、村上市交通安全指導員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、村上市交通安全指導員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

3 村上市交通安全対策会議規則

平成20年4月1日
規則第137号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市交通安全条例(平成20年村上市条例第175号)第9条第6項の規定に基づき、村上市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び組織)

第2条 会長は、会務を総括する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 村上市議会議長
- (2) 村上市小学校長代表
- (3) 村上市中学校長代表
- (4) 村上市PTA協議会代表
- (5) 村上市内の区長代表
- (6) 交通安全関係団体に属する者
- (7) 村上市交通安全指導員の代表
- (8) 国の関係地方行政機関の職員
- (9) 新潟県の職員
- (10) 新潟県警察の警察官
- (11) 村上市の職員
- (12) 村上市教育委員会の職員
- (13) 村上市消防本部の職員

- 4 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第3条 対策会議に、特別の事項を審議させるために必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社又は陸上交通に関する事業を営む公共交通機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

村上市交通安全対策会議 委員

規則 区分	所 属 機 関	委 員
1号	村 上 市 議 会	議 長
2号	村 上 市 小 学 校 長 代 表	村 上 小 学 校 長
3号	村 上 市 中 学 校 長 代 表	村 上 第 一 中 学 校 長
4号	村 上 市 P T A 協 議 会 代 表	会 長
5号	村 上 市 内 の 区 長 会 代 表	村上市区長会連絡協議会会長
6号	交 通 安 全 関 係 団 体 に 属 す る 者	村上地区交通安全協会会長
7号	村 上 市 交 通 安 全 指 導 員 の 代 表	隊 長
8号	国 の 関 係 地 方 行 政 機 関 の 職 員	国土交通省北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長
9号	新 潟 県 の 職 員	新潟県村上地域振興局 地 域 整 備 部 長
10号	新 潟 県 警 察 の 警 察 官	村 上 警 察 署 長
11号	村 上 市 の 職 員	総 務 課 長 保 健 医 療 課 長 介 護 高 齢 課 長 福 祉 課 長 農 林 水 産 課 長 建 設 課 長 都 市 計 画 課 長 自 治 振 興 課 長
12号	村 上 市 教 育 委 員 の 職 員	学 校 教 育 課 長
13号	村 上 市 消 防 本 部 の 職 員	消 防 長